

「水と緑の森林づくり」県民総参加強化事業

(事業開始年度：令和3年度)

— 県 —

事業の目的・概要	<p>「宮崎県水と緑の森林づくり条例」に定める県民等の主体的な参画による森林づくりを推進するため、森林ボランティア団体や NPO 法人など多様な主体による森林（もり）づくりへの支援を行う。</p> <p>また、森林環境税の普及啓発等を行い、県民共有の財産である森林を次世代に引き継ぐ機運の醸成を図ることを目的とする。</p>		
事業実施主体	森林ボランティア団体、自治会、市民グループ、NPO法人等		
事業期間	令和3年度～令和5年度		
対象事業等	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林（もり）づくり活動支援事業 県民で組織されたボランティア団体等からの公募による植樹や下刈り等の森林（もり）づくり活動への支援を行う。 2 森林（もり）づくり植樹支援事業 森林ボランティア団体等が実施する植樹活動に必要な苗木の提供を行うとともに、苗木の管理や植栽方法等の技術指導を行う。 		
補助内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林（もり）づくり活動支援事業 次の区分に応じて定める計算式によって得られた額以内（上限60万円） <ol style="list-style-type: none"> ① 本事業による助成が初回または2回目となる団体 補助対象経費のうち40万円まで+（補助対象経費のうち40万円を超える額×1/2） ② 本事業による助成が3回目以上となる団体 補助対象経費のうち30万円まで+（補助対象経費のうち30万円を超える額×1/2） 2 森林（もり）づくり植樹支援事業 森林（もり）づくり活動に必要な苗木の現場への配達と技術指導 		
県主管課名	環境森林部 環境森林課 (林政計画担当)	電話番号	26-7153 内線：2819

森林環境教育推進強化事業

(事業開始年度：令和3年度)

— 県 —

事業の目的・概要	学校や地域等が取り組む森林環境教育を支援することにより、森林の理解者を育成するとともに、森林を県民みんなで守っていく機運の醸成を図る。		
事業実施主体	学校、地域等における児童・生徒や親子等		
事業期間	令和3年度～令和5年度		
対象事業等	森林環境教育実践強化事業 学校や地域等が行う実践活動への指導者派遣、教材提供を行う。		
補助率	必要経費を負担		
県主管課名	環境森林部 環境森林課 (林政計画担当)	電話番号	26-7153 内線：2819

美しい景観を創出する名木等保全支援事業

(事業開始年度：令和元年度)

— 県 —

事業の目的・概要	先人が守り育ててきた森林や文化財的価値のある名木、観光シンボルである県木フェニックスは、本県の美しい景観を創出するとともに、地域の文化や観光面で重要な役割を担っている県民共有の財産であり、この名木等を病虫害等から守り、後世に継承するため、保全対策を実施する。		
事業実施主体	県及び市町村		
対象事業等	① 名木等保全 ・気象害、害菌等により樹勢の弱まった名木等の診断や治療等の実施 ・名木等を保全するための保護柵等の設置 ・景観保全上、市町村長が重要と認める樹木等の病虫害等の防除 ② 県木フェニックス保全 ・フェニックスの薬剤防除、伐倒駆除の実施		
補助率	① 名木等保全 県単補助：1/2以内 (市町村の財政力指数で調整あり) ② フェニックス保全 県単補助：1/3以内 (市町村の財政力指数で調整あり)		
県内事例 (過去3カ年) ※令和元年度より前は、振替前事業の実績を記載	① 巨樹古木等保全 平成29年度 ウメ土壌診断等(延岡市) ウスギモクセイ腐朽樹体治療、土壌改良等(門川町) シダレザクラ腐朽部除去、防菌、土壌改良(五ヶ瀬町) 令和元年度 スギ腐朽部除去、倒木防止対策(諸塚村) 令和2年度 イチガシ枯枝除去、根茎部保護、活力剤添加(諸塚村) シイ腐朽部除去、倒木防止対策、土壌改良等(日南市) ② フェニックス保全 平成29年度～令和2年度 薬剤防除、伐倒駆除(延岡市、日南市)		
県主管課名	環境森林部 自然環境課 (保安林担当)	電話番号	26-7163 内線：2869

木質バイオマス活用型再造林推進モデル事業

(事業開始年度：令和元年度)

— 県 —

事業の目的・概

大型製材工場や木質バイオマス発電施設の稼働等旺盛な木材需要を背景として、主伐を中心とした木材生産活動が活発となっており、資源の循環利用や森林の有する公益的機能を持続的に維持していくために、伐採後の再造林が課題となっている。

このため、再造林が確実に実施される箇所において、林地残材等木質バイオマス資源の輸送や台風等気象災害で発生した風倒等被害木の搬出に係る取組を支援し、循環型林業の確立及び地域の活性化を図る。

事業実施主体

地域協議会（市町村、森林組合、素材生産業者、森林所有者等）

対象事業等

- 1 木質バイオマス活用型再造林支援
 - ・再造林が確実に実施される箇所において、伐採等に伴い発生する林地残材等木質バイオマス資源を、山土場から利用施設まで運搬する取組に対する支援
- 2 風倒等被害木活用型再造林支援
 - ・風倒等被害木を伐採等整理して搬出する取組に対する支援

補助率

- 1 木質バイオマス活用型再造林支援 県 定額
- 2 風倒等被害木活用型再造林支援 県 定額

県内事例

令和2年度実績
 ・木質バイオマス活用型再造林支援
 再造林推進面積：309 ha、木質バイオマス運搬支援：35,794 t
 ・風倒等被害木活用型再造林支援
 再造林推進面積：0.5 ha

県主管課名	境森林部 山村・木材振興課 企画・木質バイオマス担当)	電話番号	26-7155 内線：2834
-------	--------------------------------	------	--------------------

林業担い手総合対策基金事業

(事業開始年度：平成5年度)

— 県 —

事業の目的・概要

林業を取り巻く厳しい環境の中で、林業労働力は就労条件が厳しいことなどから、若年層の参入が少なく、林業従事者の減少・高齢化が進行している。このため、「宮崎県林業担い手対策基金」の運用益等を活用して、育英資金の貸与等の「人づくり」や、経営基盤強化を図る事業体の取組支援等の「基盤づくり」、各種社会保険や林業退職金共済制度の掛金助成等の「就労環境づくり」など、林業担い手の確保・育成対策を総合的に実施する。

事業実施主体

市町村、認定林業事業体、ひなたのチカラ林業経営者等

対象事業・補助基準・補助率

区分	事業内容	補助率
Ⅰ 人づくり	林家・後継者育成対策	①林業を目指す高校生に育英資金を貸与 定額
	新規就業者確保対策	①U I J ターン者等の就業体験や学生等のインターンシップの受入れに取り組む事業体への支援 1/2 以内 ②緑の雇用等研修終了者を継続して雇用する事業体及び林業経験のある再参入者を雇用する事業体を支援 定額
Ⅱ 基盤づくり	就労基盤整備対策	①長期的な森林経営管理を行うため、体質強化に取り組む事業体を支援 1/2 以内
Ⅲ 就労環境づくり	就労環境整備対策	①雇用労働者に係る労働保険、社会保険及び退職金共済保険の事業主掛金への支援 定額 ②自営林家の労災保険特別加入制度掛金や退職金共済制度掛金への支援 定額 ③福利厚生施設の整備や有毒生物等対策への支援 1/3 以内
	労働安全確保対策	①安全衛生指導員による巡回指導や研修の実施を支援 定額 ②振動障害の早期発見と予防のための健診の実施を支援 定額

県内事例

令和2年度
 林家・後継者育成対策
 「林業後継者育英資金貸与事業」 3市村、14人
 就労基盤整備対策
 「中核認定林業事業体循環型林業推進事業」 3地域
 就労環境整備対策
 「就労条件整備事業」 90事業体、1,198人

県主管課名	環境森林部 山村・木材振興課 (組合・担い手育成担当)	電話番号	26-7166 内線：2897
-------	--------------------------------	------	--------------------

みやざきスギを魅せる「空間・人」づくり事業

(事業開始年度：令和元年度)

— 県 —

事業の目的・概要

本県の豊かな森林資源を有効に活用するとともに、循環社会の形成と新たな木材需要を創造し、県民の「木づかい」への理解を深め、実践に繋げていくため、PR効果の高い公的スペースでの木材利活用により木材の良さを体感できる波及効果の高い施設の整備、さらには大径材やCLT等新たな木質建築材料を用いたモデル的な施設整備に対して支援を行うことにより、木のある空間を創出し、県産材の利用拡大を通じた林業の振興及び地域の活性化を図る。

事業実施主体

組合等の団体、NPO法人、地縁団体、民間事業者等

対象事業及び補助率等

- 1 PR型
 マスメディア等を活用し広くPRするための取組と合わせて行う木造施設等の整備を支援
 - ①木造施設建設及び木質化支援
 事業内容：PR効果の高い公的スペースにおける木造施設の建設や木質化に対して支援
 補助率：県産材かつ合法木材であることを証明できる木材費の1/3以内（上限額2,000千円）
 - ②木製施設の設置支援
 事業内容：PR効果の高い公的スペースにおける木製施設の設置に対して支援
 補助率：県産材かつ合法木材を使用した施設設置に係る経費の1/2以内（上限額2,000千円）
- 2 大径材活用型
 事業内容：大径材を目視できる形で活用した木造化・木質化に対して支援
 補助率：県産大径材かつ合法木材であることを証明できる木材費の1/3以内（上限額2,000千円）
- 3 CLT等活用型
 事業内容：CLT等新たな木質建築材料を使用した非住宅の木造化・木質化に対して支援
 補助率：県産材かつ合法木材であることを証明できる木材費、それに係る木材加工費及び運搬費の1/2以内（補助金の上限額2,000千円）

県内事例

令和2年度実績（みやざきスギを魅せる「空間・人」づくり事業）
 ・PR型（木製施設の設置）
 ゴミステーション1件（西都市）

県主管課名	環境森林部 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室 (木材利用拡大担当)	電話番号	26-7156 内線：2838
-------	---	------	--------------------

みらい「木づかい・木育」推進事業

(事業開始年度：令和元年度)

— 県 —

<p>事業の目的・概要</p> <p>事業実施主体</p> <p>対象事業及び補助率等</p>	<p>木材の良さや利用することの意義について、県民の理解を深めるため、木づかい県民会議による普及啓発活動を行うとともに、県民会議内の「木育ネットワーク部会」を通じて、県民が木に触れる機会を提供するなど、木育活動を推進する。</p> <p>木育ネットワーク部会会員 ※木育ネットワーク部会とは、市町村、企業、団体、保育園・幼稚園、学校等の木づかいに取り組む県内の団体</p> <p>1 木育活動支援事業 事業対象：木育ネットワーク部会会員が行う木育活動に要する経費の支援 補助率：1/2 ただし、本会員が行う木育活動への参加者数により次に掲げる額を上限とする。 ① 20名未満 5万円 ② 20以上50名未満 10万円 ③ 50名以上 20万円</p> <p>2 「森林（もり）のイクボス木づかい宣言」支援 事業対象：木育ネットワーク部会会員が行う木育活動を継続的に行うために必要な県産材を活用した木育空間等（木育活動を行う屋内・屋外の一定の空間や広場をいう。）の整備（木造・木質化、什器の導入を含む。）、おもちゃの導入等に要する経費の支援 補助率：1/2 ただし、50万円を上限とする。</p>		
<p>県主管課名</p>	<p>環境森林部 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室 （木材利用拡大担当）</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7156 内線：2839</p>

林業・木材産業構造改革事業

(国事業名：林業・木材産業成長産業化促進対策交付金)

(事業開始年度：平成14年度)

— 林野庁経営課、木材産業課、計画課、木材利用課 —

事業の目的・概

戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることが重要である。このため、意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約するとともに、川上から川下までの連携による生産・加工流通コストの一体的な削減を図るべく、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下まで総合的な取組を支援する。

事業実施主体

市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、森林整備法人等及び選定経営体等

対象事業等

- 1 林業経営構造対策事業
 - ①林業機械作業システム整備（高性能林業機械等）
 - ②効率化施設整備（作業ポイント、林業生産施設装置）
 - ③活動拠点施設整備（林業情報処理施設）

- 2 木材産業構造改革事業
 - ①木材加工流通施設整備（木材製材施設装置、プレカット加工施設装置等）
 - ②森林バイオマス等活用施設整備
 - ③木造公共施設整備（木造公共施設、木質内装等）
 - ④未利用間伐材等活用機材整備（未利用間伐材等活用機械）
 - ⑤木質バイオマス供給施設整備（木質バイオマス供給施設装置等）
 - ⑥木質バイオマスエネルギー利用施設整備（木質バイオマスエネルギー利用施設装置）
 - ⑦特用林産物活用施設等整備（特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設等）

補助基準

- ・採択基準
取組内容が宮崎県森林・林業長期計画の達成に即した内容であるとともに、事業メニューごとに定められた指標及び機能要件等を満たしていること。
- ・計画主体：県

補助率

- 1 林業経営構造対策事業…1/2, 4/10, 1/3
- 2 木材産業構造改革事業…1/2, 1/3, 15%, 3.75%

県内事例

令和2年度実績
 林業経営構造対策事業
 ・林業機械作業システム整備 延岡市1件
 木材産業構造改革事業
 ・木材加工流通施設整備 美郷町1件
 ・木質バイオマス供給施設整備 日向市1件
 ・特用林産物活用施設等整備 日向市1件

県主管課名	環境森林部 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室 (木材産業振興担当)	電話番号	26-7156 内線：2842
-------	---	------	--------------------